

## ポンド・ブロックをめぐる英米抗争 — 武器貸与からブレトン・ウッズ —

### The Pound Bloc: the Struggle between the U.K. and the U.S.

#### — From Lend-Lease to Bretton-woods —

河 合 正 修

Masanobu Kawai

#### I ブレトン・ウッズ協定に至る 英米の駆引

##### 1. 武器貸与法・大西洋憲章・英米相互 援助協定

第二次大戦前、イギリスを中心としたスターリング・ブロックは、1930年代後半に域内依存度を高め、域内農業国の不況を緩和しつつ、スターリング地域内の分業・貿易関係を拡大していった。その梃子となったのが、いうまでもなく帝国内特惠制度であった。これは1932年7月～8月のカナダで行われたオタワ会議での12の通商協定の成立によるものであった。イギリスはカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ連邦、インド、ニューファンドランド、南ローデシアと特惠協定を締結し、また各自治領相互間で特惠条約を取り交わした。

イギリスが各自治領に与えた特惠は、(1)帝国内生産物に対する関税の免除 (2)イギリス帝国外の諸国からの食糧、非鉄金属の輸入に対する新関税 (3)各自治領の同意のもとでの関税引下げ (4)肉類に輸入割当制を採用して自治領に一定量の輸入保障を行う。これらと見返りに、自治領はイギリス工業製品に対して特定品目の一定特惠税率を許し、他のイギリス品目について関税の廃止もしくは税率のすえおきを約束した。この特惠制度の結果、イギリス本国及び帝国内諸国は帝国内貿易を拡大したが、帝国外諸国に対しては、封鎖経済を強化させ、世界的にブロック経済の形成を助長した。他方で、イギリスは互惠通商政策をとって帝国外諸国に対しても貿易の拡大をはかった。

次表は第二次大戦前、大戦期のイギリスの輸出

地域を示したものである。(第1表参照)

第二次大戦勃発時に、イギリス本国の金・ドル準備は、45億ドル近くあったが、1940年末に2分の1以上喪失していた。この大部分がアメリカに対する支払いによるものであった。これはアメリカが1937年に「中立法」を改正し、「現金及び自国船条項」<sup>(1)</sup>を適用したためである。イギリスの金保有高は、この結果、わずか1年余りで17億4,600万ポンド減少した。(第2表参照)

これがため、アメリカはイギリス及び同様の状態にある連合諸国を救済すべく武器貸与にふみきった。1941年3月11日の武器貸与法 (Lend Lease Act)の発動がそれである。武器貸与法の正式の名称は、合衆国防促進法という。この法律によって、アメリカ大統領は、その国の国防をアメリカの防衛上、死活的と認める国の政府のため国防物資の製造、取得を行い、また国防物資を売却、移転、交換、貸与、貸付もしくは他の方法で処分することが出来た。

武器貸与法の成立の5ヵ月後の8月12日に、アメリカ大統領ルーズヴェルトの提案で、大西洋会議が開催され、ルーズヴェルトとチャーチルとの間で英米間の武器貸与その他戦争に関する諸問題について意見交換がなされ、その結果8つの原則にもとづく英米共同宣言が発表された。<sup>(2)</sup>この大西洋会議で、アメリカが最も努力を払ったのが、戦後の世界政策に関するものであった。事実、アメリカが提示した大西洋憲章第4条の草案は、「米英両国はそれぞれ他方を原産地とする物質の輸入に対する米国ならびに英国内に差別を撤廃することにより相互に有益な経済関係を促進するよう努力するものとする。さらに両国は世界のすべての

第1表 イギリスの輸出地域

	1938	1942	1943	1944
英帝国枢軸国占領地	22.9 (4.9)	1.8 (0.6)	—	0.0 (0.0)
その他	211.9 (45.0)	173.5 (64.4)	149.2 (64.3)	169.8 (65.8)
計	234.8 (49.9)	175.3 (65.0)	149.2 (64.3)	169.8 (65.8)
外国枢軸国とその占領地	120.6 (24.4)	3.5	0.3	2.7
その他	115.4	92.4	83.3	85.6
計	236.0	95.9	83.6	88.3
ヨーロッパ枢軸国とその占領地	117.7	1.7	1.3	2.7
その他の地中海諸国	21.5	20.7	21.3	21.0
その他のヨーロッパ諸国	45.9	35.5	27.2	41.2
アフリカ	63.0	51.8	47.6	55.7
アジアの枢軸国とその占領地	25.8	3.5	—	0.0
その他のアジア諸国	50.1	29.4	24.0	34.1
オセアニア	58.1	45.1	40.1	46.6
北アメリカ	44.6	50.1	43.1	40.1
中央アメリカと西インド諸島	9.9	8.5	7.9	6.6
南アメリカ	34.2	24.6	21.3	10.1
総計	470.8	270.9	232.8	258.1

(出所) Board of Trade Journal, February 17, 1945, p.59

第2表 イギリスの金・ドル資産

(単位: 100万ドル)

	保有高		16カ月間に 利用された額
	1939年8月31日現在	1940年12月31日現在	
金	2,038	292	1,746
ドル残高	595	359	236
市場性のある証券	950	616	334
直接のおよびその他の事業投資	900	900	—
合計	4,483	2,167	2,316

(出所) 西村閑也監修, 国際決済銀行年次報告書第7巻133頁

国民が公平な条件の下に市場に接近し、経済の繁栄に必要な原材料を確保する権利の享有を促進するよう努力するものとする<sup>(9)</sup>と規定していた。会談後、チャーチルは経済問題について次のような所見を述べている。「第4パラグラフはオッタワ協定に定められたわが国の義務を擁護し、英連邦特惠関税の将来をゆがめないために修正する必要があることはあきらかであろう。この問題は戦後になって一般的経済問題の解決策の一環として本格的に取り上げられ、全世界的に関税ならびに貿

易障壁は大幅に引き下げられることになろう。この問題をいまの時点で解決することはできない。早く合意をみるため、ルーズヴェルト大統領はわれわれの修正案を受け入れるものと確信している<sup>(10)</sup>と。ルーズヴェルトはイギリスの修正案を受け入れ、8月12日の朝、ルーズヴェルトとチャーチルは大西洋憲章の最終草案に合意した。最終草案では、「既存の義務を十分尊重し、世界のすべての国は、大国、小国たるを問わず、また先勝国、敗戦国を問わず、公平な条件の下に、世界の貿易

に参加し、経済の繁栄に必要な原材料を確保する権利の享有を促進すること」という表現に落ち着き、最終的には、大西洋憲章第4項目で「米英両国は、大国、小国を問わず、勝戦国、敗戦国を問わず、両国の経済的繁栄に必要な世界の貿易と新たな原材料のため、公平な条件で接近することについて、世界のすべての国の権利の享有を促すのに、既存の義務を十分尊重して努力すること」<sup>(6)</sup>という表現に置き換えられた。この大西洋憲章を通じてアメリカの意図したものは、関税引下げ、特惠関税の廃止、差別措置の廃止であり、暗にイギリスのポンド・スターリング・ブロックの解体を意味した。

1941年7月、イギリス大蔵省は戦費調達に苦慮して、アメリカ復興金融会社に対して4億2,500万ドルの信用供与(年利3%、償還期間10年)を申し出て承認された。

ただし、イギリスはイギリス人保有のアメリカ有価証券2億5000万ドルと対米事業投資の一部4億9,500万ドルを復興金融会社に担保として提供した。それでもなおかつ戦費調達財源に不足したイギリス政府は、同年8月、ケインズを英米相互援助協定の交渉にあたらせ、翌42年2月23日に同協定の締結にこぎつけた。当初、アメリカのハル国務長官は、この協定の中に英連邦特惠関税を廃止する規定を挿入しようとしたが、チャーチルは拒否した。<sup>(6)</sup>相互援助協定の作成にあたって最大の争点となったのは、武器貸与決済条件の第7条に関する草案である。その内容は「連合王国がアメリカ合衆国から防衛援助を受ける場合の条件、ならびに、アメリカ合衆国がこの防衛援助の見返りとして受ける利益について最終的に決められたものは、二国間の貿易を妨げるものであってはならず、両国間の相互に有益な経済関係を促進し、全世界的な経済関係の改善を助長するものでなくてはならない。すなわち、英米両国はそれぞれを原産地とする物資の輸入に対するアメリカ合衆国ならびに連合王国の差別を撤廃し、これらの目的を達成するための措置を規定するものとする」<sup>(7)</sup>のものであった。出来あがった武器貸与及び相互援助協定第7条は、両国間の相互の有益な経済関係の促進とその目的のための行動として、国際商業のすべての差別的取扱いの除去と関税その他の貿易上の障壁の除去

に向けての行動を唱っている。すなわち、アメリカはイギリスに対して武器貸与援助の見返りに差別の撤廃、具体的にはイギリス連邦特惠関税制度の撤廃を主張し、それを草案に具体化させ、成文化させたのである。武器貸与及び相互援助協定の第7条は、次のように規定している。「1941年3月11日の法律にもとづき提供せられた援助の代償として連合王国政府がアメリカ合衆国に供与すべき利益の最終的決定に当っては、上記決定の条件は両国間の通商を妨害するものでなくて両国間に相互に有益な経済関係を増進するものでなくてはならない。これがために上記の条件は、精神を同じくする他の一切の国の参加できるアメリカ合衆国及び連合王国の一致の行動にして一切の国民の自由及び福祉の重要な基礎である貨物の生産、使用ならびにその交換及び消費の適当な国際的及び国内的措置に依る拡張、国際通商における一切の形式の差別待遇の除去、税率上及び他の通商障害物の減少ならびに一般に1941年8月1日アメリカ合衆国大統領及び連合王国総理大臣に依り行われた共同宣言において示された一切の経済的目的の達成を目的とするものに関する規定を包含すべきである」<sup>(8)</sup>と。

ガードナーは相互援助協定第7条についていみじくも次のように述べている。「この第7条は大西洋憲章に拙速的に設けられた経済条項よりかなり具体的にしかも微細にわたっている。これが成立するまでには断続的ではあったが、8ヵ月の長期にわたる交渉が行われ、結局は多角的な目標をある程度詳細に定義づけ、法的に拘束力がある国際的な約束のかたちをとった。この規定は後にアメリカと他の武器物資受領両国との間で締結された相互援助協定にも織りこまれたのであるが、このようにして第7条は経済面における戦後計画の基本的かつ法的骨格を形成することになったのである」<sup>(9)</sup>と。

このようにして武器貸与及び相互援助協定は、大西洋憲章の履行を確認し、こゝに国際通商上の差別待遇の廃止を唱ってポンド・ブロックの解体を促進したのであった。

アメリカの武器貸与輸出は1941年3月に始まり、1945年9月のV. J. デー声明によって武器貸与

が廃止されるまで続行された。1942年には、武器貸与輸出は商品貿易輸出よりも増加し、1944年には、ノルマンディ上陸作戦、フランス解放及び東部戦線の激化を反映して最高額を示した。

(第3表参照)

アメリカへの金流入は武器貸与法発動以降若干減少をみたものの、第二次大戦末期においてアメリカの金準備は200億ドル台の水準にあって、1928年来の3倍以上にのぼった。(第4表参照)

第3表 アメリカの外国貿易 武器貸与並びに商業勘定

(単位：100万ドル)

項目	1938	1941	1942	1943	1944	1945.1月~6月
輸出						
商業輸出	3,094	4,406	3,147	2,606	2,956	1,759
武器貸与輸出	—	741	4,933	10,357	11,305	4,050
輸出総額	3,094	5,147	8,080	12,963	14,261	5,809
輸入	1,960	3,345	2,742	3,371	3,916	2,122
差額	+1,134	+1,802	+5,338	+9,592	+10,345	+3,687
輸入と商業輸出との差額	+1,134	+1,061	-405	-765	-960	-363

(出所) 東京銀行調査部訳、国際決済銀行年次報告書第11巻194頁

第4表 アメリカの金準備とその他諸国の金準備

	1928年末	1941年末	1942年末	1943年末	1944年末	1945年末
アメリカの金準備	65	227	227	219	206	202
その他諸国	108	108	118	135	156	164
総準備高	173	335	345	345	362	366
合衆国保有高百分比	38	68	66	62	57	55

(出所) 東京銀行調査部訳、国際決済銀行年次報告書第11巻206頁

## 2. ケインズ構想のイギリスの意図

J. M. ケインズは第二次大戦が勃発すると同時に大蔵省顧問に就任し、1940年夏に、戦時金融問題の対策を発表するにいたった。彼は1930年に彼の著『貨幣論』でホワイトの安定基金に多少とも近いプラン（各国中央銀行の中央銀行として機能する超国家銀行の構想）を描いていた。<sup>(10)</sup> 彼は上記の構想を為替レートの統制と結びつけ、より強い権限でそれを統括する国際清算同盟の最初の草案を1941年夏に書き上げ、同年9月8日にイギリス大蔵省内部で回覧させた。<sup>(11)</sup> その後、1942年7月に、ホワイト案の写しがケインズに送付され、8月末に先のケインズ案がホワイトに手渡されたが、その後この清算同盟案は彼自身によって大幅な修正を加えられた。修正の大きな理由は、1942年10月26日~29日のロンドンでのオーストラリア、

カナダ、インド、ニュージーランド等の自治領代表との協議から生じた。さらに1942年11月9日付の清算同盟案は、これまで以上に修正が加えられた。これはおそらく11月3日のケインズとホワイトとの討議を反映したものである。ケインズは1943年1月にホワイト・プランの草案を受取った後、自分のプランとの比較を詳細に行なった。4月の2つのプランの公表後も、ケインズは安定基金案を研究しつづけた。そして1943年4月8日に、ケインズの国際清算同盟はイギリス政府によって発表された。<sup>(12)</sup>

両大戦間の世界恐慌以降、為替切下げ競争、関税障壁、保護主義等の世界経済のブロック化が、第二次世界大戦を必然化させた教訓に学んで、ケインズは戦後経済問題の処理にあたって次の4つの解決方法を示唆している。

- (1) 通貨及び為替に関する機構 (2) 通商政策  
(3) 原料品に関するコントロール (4) 経済発展のための中期及び長期の投資援助

このうち(1)の通貨及び為替に関する機構がケインズが国際清算同盟案として提示したものである。

ケインズの国際清算同盟案の骨子は次の通りである。

- (1) バンコール (Bancor) と呼ぶ世界中央銀行通貨に基礎をおく国際清算同盟の創設。
- (2) すべての加盟国の中央銀行は、国際清算同盟に、勘定を開き、各中央銀行は上記の勘定を通じてバンコールを以って定められた平価で相互の為替残高を決済する。
- (3) 受取超過諸国 (国際収支黒字諸国) は清算同盟に貸勘定をもち、支払超過諸国 (国際収支赤字諸国) は、清算同盟に借勘定をもつが、貸勘定及び借勘定の無制限累積を防止する種々の措置を必要とする。
- (4) バンコールの金価値は理事会が決定する。加盟国は各自国通貨のバンコール価値及びバンコールの金価値に相当する平価を超える自国通貨建価格を以って直接または間接に金を買入れ取得してはならない。
- (5) 加盟国は清算同盟に金を払込んで貸方残高を取得できるが、バンコールを引当てに金を請求することはできない。
- (6) 加盟国は清算同盟に預金勘定をもち、一定の当座貸越枠のもとに資金供与の便益をえることができる。
- (7) 割当額については、当初の割当額を各国の戦前3年間の輸出入額の平均を考慮して決め、この額の75%とする。
- (8) 各国の為替相場はバンコールに対して固定される。為替平価の変更は理事会で決定されるが、発足後5年間の為替相場の調整については特別の配慮を要する。
- (9) 赤字国の資本流出については、統制を考慮するが、可能な場合には、すべての国ですべての資本移動を統制しなければならない。

ケインズ案の特色は、第1に、ホワイト案と同様に無差別・多角主義の理念をかかげていること

であるが、資本移動については統制を課している。加盟国相互間の債権・債務は、結局同盟のバンコール勘定に集中され、相互に振替えて決済される。これによって経常取引の必要は喪失し、したがって差別的制限は存在しないことになる。これはまさしくスターリング・ブロックを前提にした世界中央銀行構想による多角主義であり、戦前3年間の平均輸出入額を基礎に割当額を考慮していることでイギリスを有利にしている。また、封鎖ポンド残高については、過渡期を処理する何らかの特別な対策が同盟の枠外で必要であること、戦後過渡期の措置としては、同盟の枠外での「特別の援助」の必要性を規定しているが、これは戦後過渡期のスターリング・ブロックの防衛措置をねらったことである。

### 3. ホワイト構想におけるドル中心主義

アメリカの戦後世界経済の再建計画は世界貿易の多角的制度にあった。この戦後計画の立案は主として国務省と財務省とで行われたが、<sup>(13)</sup> 財務省のヘンリー・モルゲンソーとホワイトは国際金融協力機構についての詳細な青写真をすでに1941年末に作成していた。ホワイトは1942年4月に「国際連合安定基金及び連合国ならびに準連合国再建銀行試案、(通称ホワイト・プラン) を提出した。この試案に述べられている戦後の国際金融政策の目的は、「為替相場と通貨、信用制度の崩壊を防止し、外国貿易を復活し、戦後において復興、救済、経済再建のため、事実上全世界が必要とする巨額の資金を供給すること」<sup>(14)</sup> であった。

戦後における世界的な金融協力に関するこの財務省案は通貨安定と戦後復興の問題を平等に取扱っていた。しかし時間の経過とともに、通貨安定が重点的に検討されるようになり、戦後復興の問題はなおざりにされるようになった。1942年の春に、金融政策立案に関する省間委員会が結成され、ホワイトは主として安定基金案の審議にあたった。かくて銀行案の方は影が薄くなってきたのである。<sup>(15)</sup> その後同年に行われた総選挙の結果、共和党と南部民主党を中心とする保守派が抬頭し、連合国復興銀行案は大幅に修正されることとなった。この案では、世界不況が発生した場合、世界不況を緩和するため融資を行うというきわめて野心的

色彩の強いものであったが、最終的に棚上げされ、1943年4月に安定基金案のみが公表された。このホワイト案<sup>(6)</sup>（正しくは連合国国際安定基金案予備草案）は1943年7月に修正され、最終案として30カ国専門家の討議に付された。

ホワイト最終案についてその概略を説明すると、世界経済問題について各国の協力が必要であること、そのために最も重要なことは、広汎な通貨崩壊とそれにともなって発生する国際経済秩序の混乱を防止することにあると前文で謳い、そのために各国が競争的為替切下げ、多元的通貨措置、差別的二国間清算、その他の破壊的な外国為替政策によらないことを規定している。

連合国安定基金は国際通貨協力の常設機関であること。基金の目的は大西洋憲章に宣言された各国の経済的進歩と生活水準の向上を確保すること。そのために為替相場の安定、国際収支均衡化のための援助、貿易及び為替の自由化、資本取引の自由化、封鎖残高の有効処理をめざすとしている。

(1) 基金の資金は当初案と同様50億ドル以上を予定。加盟国は割当額に従い、金、各国通貨、ならびに政府証券をもって払込みを行う。

(2) 割当額の算定は金、外国為替保有額。

国際収支の変動及びその大きさ、国民所得の規模による。割当額の調整は基金設置後3年から5年おきに調整する。

(3) 基金の支柱である通貨単位はユニタス (Unitas) であり、これは純金137 1/7グレイン (アメリカ・ドルの10ドル) と等価する。ユニタスの金価値の変更は加盟国の票決権数の85%の同意なしに行うことができない。

(4) 各加盟国の通貨価値の表示はユニタスで定める。各国通貨の為替平価は1943年7月1日のその通貨の対米ドル価値にもとづいて決定される。通貨価値の変更は国際収支上の基礎的不均衡の是正に必要なときに限られる。基金は加盟国通貨の為替相場の変動を許される範囲で定める。

(5) 加盟国の金買入、金売却は加盟国が直接、間接をとわずユニタスで表示する自国通貨の価値に相当する平価か、金で表示するユニタスの価値に相当する平価を超えた価格で金を

買入れ、あるいはそれ以下の価格で金を売却できない。

(6) 基金は金、加盟国通貨、政府証券を保有、売買する以外に金のイヤマーク、振替え、債券の発行、売却を行なうことができる。

(7) 基金の権限及び義務として、基金は各国の財務当局に対して認められた為替相場で基金の保有する加盟国の通貨を売却できる。基金はある加盟国の通貨が過少であると判断される場合、これを増加させ、需給の均衡をはかる。これに対して、加盟国は加盟時のその国の公的保有額を超えて増加した金及び外貨資金の2分の1を基金に対して売却し、その過度の蓄積を防止することに同意する。

(8) 基金は加盟国政府から他加盟国に保有される封鎖在外残高を買入れることができる。基金は加盟国政府の大蔵省、中央銀行、為替安定基金等の公的機関とのみ取引を行う。

ホワイト案の特色は、第1に、超国家的な国際金融機関の創設を意図しつつも、アメリカのナショナリズムを全面に出してきていること、この点は基金の通貨単位をユニタスという名称で表わしているが、1ユニタスはアメリカ・ドルの10ドルで表示されていることにうかがわれる。世界的な国際決済手段としての地位を独占したドルをユニタスという超国家の通貨単位で表示し、これを一定のドルとリンクさせることから、安定基金の性格は、ドル中心の国際管理通貨制度であると考えられる。第2に、各国の通貨の為替平価は、対米ドル価値にもとづいて決定され、許される範囲で為替相場が変動する仕組みであるので、この為替相場制は1971年8月以前の固定相場制とほぼ同一のものである。第3に、安定基金はポンド封鎖残高の処理を問題としていることである。つまり、ポンド地域をはじめとする諸国がロンドンに保有している巨額なポンド残高勘定の蓄積を処理することであった。これを安定基金は、債権国、債務国と三者で折半して解決しようとするものである。アメリカの意図は安定基金を通じてポンド、スターリング体制の解体にあったのである。このようにホワイトの安定基金案はポンド体制打破のアメリカ・ドル中心主義の国際通貨機構構想であった

といえよう。

またホワイト案は国際不均衡の衝撃を吸収するため、追加的流動性を供与する構想を示した時点でケインズ案と同一のものであるが、その額は約50億ドルにすぎなかった。不均衡調整は各国の国内政策の変更か、為替レートの変更により行われるだろうとした。そのため、ホワイト案は各国の国内政策の自主性をきびしく抑さえ、国際機関の設立によって各国の国内政策を変更させ、それを通じて国際不均衡の是正を図ろうとするものであった。しかしこのようなホワイト案における国家主権の制限—国際機関による国内政策への干渉—は米英両国の受け入れるところとはならなかった。

ともあれ、清算同盟と安定基金の二人の構想者は、1943年9月にワシントンで対決することとなった。国際通貨制度をめぐる英米抗争の開始である。1943年9月15日から10月9日にかけて、両プランについて7回の会議がホワイトを代表とするアメリカ専門家グループとケインズに代表されるイギリス専門家グループとの間でワシントンでもたれた。これらの会議で、戦後の国際投資のための提案、商品政策と商業政策、武器貸与法第7条から生じるすべて問題を含めて一連のより広範囲の協議がなされた。金融プランについての会議では、1943年7月10日の安定基金の草案、公表された清算同盟案、カナダ案を会議の出発点として取り上げられた。この会議で英米間の意見は約14点にわたった。このうち6項目は会議で意見の一致をみたが、<sup>(17)</sup> 残りの懸案事項は会議終了時の専門家による共同声明となった代案の中に英米間の意見相違として反映された。討議は安定基金案と清算同盟案につき順調に行なわれたが、やがて急速に安定基金案からパラグラフを引用する頻度が高くなった。数ヶ月以前から、ケインズは清算同盟案の主要目的が等しく安定基金案のもので達成されうると理解していたが、会議が進捗する度に、ケインズとイギリス代表团にとって、最終的な案は安定基金案の条項にもとづかねばならぬことがあきらかとなった。ケインズは安定基金の提案の形態で共同声明の草案を作成した。それはその後3度にわたってアメリカ専門家グループによって改訂された。両グループの見解の相違が明らかと

なった10月9日の最終会議から3度目の改定案が基礎となり、その会議から5度目の案がイギリスによって提示された。<sup>(18)</sup> このように1943年9月～10月の英米間の通貨会議はホワイト案を土台とした討議が交わされたが、英米間にはクォータの規模、割当額、ユニタスの価値変更、引出通貨、金払込み、為替レートの変更等をめぐって討議が行われた。<sup>(19)</sup>

ハロッドは『ケインズ伝』の中で次のようにしている。「実際に採られた手続きとしては、ホワイトの安定基金案が意見の一致した草案を作るための基礎としてとりあげられたのであって、ケインズは彼の反対するすべての点を削除し、彼の欲するものをつけ加えるように求められた。その結果、つくられた書類は逐条的にきわめて詳細に討議された。それは双方の専門家の承認を得て冬を通じてさらに修正が加えられ、1944年4月、「国際通貨基金の設立に関する専門家の共同声明」という表題の下に公表された」と。<sup>(20)</sup>

またカナダ、フランス、ソ連なども新しい提案を行ったが、重要な問題点については、英米2国間の交渉で決定されることとなった。それは国際流動性の問題、国際収支調整問題、戦後過渡期の問題等に集約される。

国際流動性問題—国際流動性の規模と使用方法については英米間に考え方の大きな違いがあった。ケインズ案は最低限260億ドルの当座貸越枠を設定することを意図しており、アメリカの負担分は230億ドルという巨額にのぼるものであったので、アメリカにとって到底受け入れられるものでなかった。これに対して、アメリカはホワイト案の出資額を若干増すことで折衝に入った。最終的な解決はブレトン・ウッズ会議に持ち越されることとなった。

国際収支調整問題—ケインズの清算同盟案では為替相場を概して固定的にとらえていたが、英米交渉においてケインズは為替相場の変更について各国に大幅な自由を認めた。ホワイト案は為替相場の変更を基礎的不均衡の是正に必要な場合に限定して認めることとしていたが、「変更の目的がこの基準を満たすものであれば、変更の幅がいか

に大きなものであっても加盟国の提議に対し同意を与えなくてはならないことになった」<sup>(21)</sup>とガードナーは述べている。

ポンド残高及び戦後の戦後過渡期の問題— ホワイト案は第二次大戦中の蓄積されたポンド残高の処理に関して特別に規定せんとしたが、ケインズは基金にポンド残高の処理をゆだねることに反対し、当事国間で解決すべき問題であるとした。過渡期条項をめぐる米英の対立は、根底にスターリング・ブロックの生死をめぐる両国の利害衝突があったのである。最終的に、イギリス提案の過渡期条項は採択された。

## II プレトン・ウッズ機構

### 1. IMF協定、IBRD協定の成立

プレトン・ウッズ会議は1944年7月1日—24日の24日間にわたってアメリカのニューハンプシャー州プレトン・ウッズで開催された。会議の名称は連合国通貨金融会議で、参加国はアメリカをはじめ、イギリス帝国諸国（イギリス本国、カナダ、インド、オーストラリア、南アフリカ連邦、ニュージーランド）、ヨーロッパ諸国（ソ連、アイスランドの2カ国、中東及びアフリカ諸国（イラン、イラク、トルコ、エチオピア、リベリアの5カ国）、中南米諸国の19カ国、中華民国、フランスをはじめとする亡命政権10カ国の総計44カ国であった。議題は(1)国際通貨基金案、(2)復興開発銀行案、(3)銀問題、(4)その他上記に関連する事項であった。

国際通貨基金委員会委員長はホワイト、復興開発銀行委員会委員長はケインズ、国際金融における銀の地位等に関する委員会委員長はメキシコのスターレスであった。三つの委員会のうち、国際通貨基金委員会は1944年4月21日の「連合国国際通貨基金に関する専門家の共同声明」に則り、国際通貨基金案について討議したが、審議経過において注目すべきことは、インドがイギリスのインド在外資金—インド封鎖ポンド資金—の凍結を非難し、これの撤廃を要求したが、イギリスはインドの要求を正式に拒否したことである。インド代表はさらに本基金が先進国優先で推進されたものであり、インドのような後進国を利するもので

ないので、後進国のための基金設置のための修正案<sup>(22)</sup>を提出した。しかしこれも採択されなかった。このように第二次大戦中のプレトン・ウッズ会議において先進資本主義諸国と開発途上国との間にすでに南北対立の兆しが存在したことは注目すべきことである。

ソ連代表はステパノフであった。ソ連は出資割当額の増加を要求し、金出資額について削減を主張した。これに対して、アメリカは出資割当額10億ドルを12億ドルに引上げ、金出資額に対しては削減に応じた。国際通貨基金の基金額については、IMF委員会は原案の80億ドルから88億ドルに引上げることに決定した。またIMF保有金の割合は、アメリカ50%、英ソ仏中で40%、その他10%と決定した。

国際復興開発銀行案はアメリカ案に多くを負っているが、その最大の寄与者はホワイトであった。ホワイトは1941年に戦後の安定基金と国際銀行について構想を持ちはじめ、その年の12月に“Suggested Program for them Inter-Allied Monetary and Bank Action”のタイトルで覚書を作成した。1942年4月には、彼は連合国安定基金と連合諸国の再建と発展のための銀行に関する提案を行なった。この案は直ちにアメリカ政府の諸機関に回覧されて、1943年12月に、ホワイト案をたたき台としてアメリカ案が、各国政府に送付された。こうして、国際復興開発銀行案はプレトン・ウッズで協議の対象となった。まず国際復興開発銀行の審議に於いて、国際復興開発銀行（The Bank for International Reconstruction and Development-IBRD）の資金運用の論議が生じた。開発途上国はIMFよりもIBRDに関心をいだいた。また、これら諸国は戦後復興よりも開発を重視した。しかしながら、ヨーロッパ諸国、特にソ連はIBRDの役割を戦後復興と経済再建にあるとみた。メキシコ代表は経済開発がIBRDの第1の目的でメンバー諸国の再建、戦時経済から平時経済への転換が第二次的であると提案した。

IBRDの協定の条項では、IBRDの目的の優先性の問題については、完全にIBRDの自由裁量にゆだねた。IBRDの資金と便宜は開発と再建のプロジェクトの双方を等しく考慮してメン



バー諸国のためにもっぱら使用される。(Article of Agreement Article III Section I (a)) だが同じ条項のb節では、占領支配や敵国からの大規模な惨害をこうむった諸国の財政負担を軽減するために特別の注意を払うことをIBRDに指示している。IBRDの株式の大部分を保有する諸国が主に彼らの経済再建に関心をいだくことは疑えないところであって、開発途上国の開発は軽視されがちであるといえよう。<sup>(23)</sup>

## 2. IMF・IBRD協定の内容と性格

国際通貨基金(IMF)の目的は、国際通貨問題に関する協議及び協力を通じて世界貿易の均衡ある拡大をはかり、全加盟国の経済成長と雇用、所得の増大を達成することにある。そのために基金が為替の安定と秩序ある為替取決めを維持し、競争的为替切下げと外国為替制限を除去することが必要であるとしている。(IMF協定第1条)

IMF協定第4条はIMFの通貨の平価を表示し、各加盟国の通貨の平価が価値尺度である金、もしくは、1944年7月1日現在の量目及び純分を有するアメリカ、ドルによって表わされるとしている。(IMF協定第4条第1項)

金の売買取引については、「平価に所定のマージンを加えた額をこえる価格で金を買い入れたり、平価から所定のマージンを差引いた価格で金を売ってはならない」と規定し、金の売買取引について制限を課している。(協定第4条第2項)

外国為替取引はいわゆる固定相場制を採用し、直物為替取引について平価上下1%の範囲内としている。(協定第4条第3項)全加盟国は為替安定の義務を課され、平価変更は基礎的不均衡を是正する場合に限られているが、平価の一律変更は総割当額の10%以上を有する加盟国のすべての承認を条件として行なうとしている。(協定第4条第5項、第7項) IMF協定第6条は資本移動についてふれ、巨額且つ持続的な資本流出に対処して、基金の資金利用を禁止している。(協定第6条第1項)

加盟国の一般的義務として、IMF協定は第8条で(1)経常的支払いに対する制限の回避、(2)差別的通貨措置の回避、(3)外国保有残高の交換可能性をあげている。協定第3条は割当額及び出資につ

いて規定している。基金は5年毎に加盟国の割当額を検討、また加盟国の要請にもとづきその割当額の調整を考慮することができる。(協定第3条第1項、第2項)各加盟国の出資額は、自国割当額の25%を金で払込むものとし、残金75%は自国通貨で払込むものとする。(協定第3条第4項)この出資金の規模は最初全体で110億ドルとされ、そのうち88億ドルが原加盟国に、残金がその他の加盟国に割当てられていた。これら出資金は各加盟国に対して定められた割当額を基準としてなされる。

IMF協定附表A(第5表参照)によれば、原加盟国のうち、アメリカ27億5千万ドル、イギリス13億ドルとこの両者で40億ドル以上の割当を占め、原加盟国出資額88億ドルの過半近くを占めた。これは当時の割当額算定方式によるものと思われるが、当時のアメリカの経済力の規模からいって当然のことである。(第1図、第2図、第3図参照)

稀少通貨宣言はある特定通貨についてIMFの保有額が稀少となったときは、最後のドラスチックな手段として行われる。このことはある加盟国通貨に対する資金需要が旺盛となり、IMFがその通貨の供給能力に不安が存在することが明らかとなったとき、IMFはその通貨の稀少なる旨を各加盟国に対して公式に宣言する。稀少通貨宣言が発せられると、当該稀少通貨の各加盟国に対するIMFの供給は割当制で実施されるとともに、各加盟国はIMFと協議の上、稀少通貨に関する為替取引の自由に対し、差別的な制限を実施する権限が与えられる。けだし、IMFは稀少通貨宣言以前に、IMF手持ちの金をもって関係加盟国から稀少通貨を買入れるか、借入れるかによって稀少通貨保有額の補充をはかることができる。(協定第7条第1項、第2項、第3項)

次にIBRDの主な内容についてふれてみよう。IBRDの目的は、第1に、第2次大戦で破壊され、解体された生産施設の平時への需要の転換を通じて経済復興をはかること、第2、低開発国の生産施設及び生産資源の開発を含む直接投資を支援し、加盟国の領域の復興及び開発を援助することである。第3に、民間投資を保証し、民間の対外投資を促進すること、第4は生産性、生活水準及び労働条件を促し、以って国際貿易の長期均衡

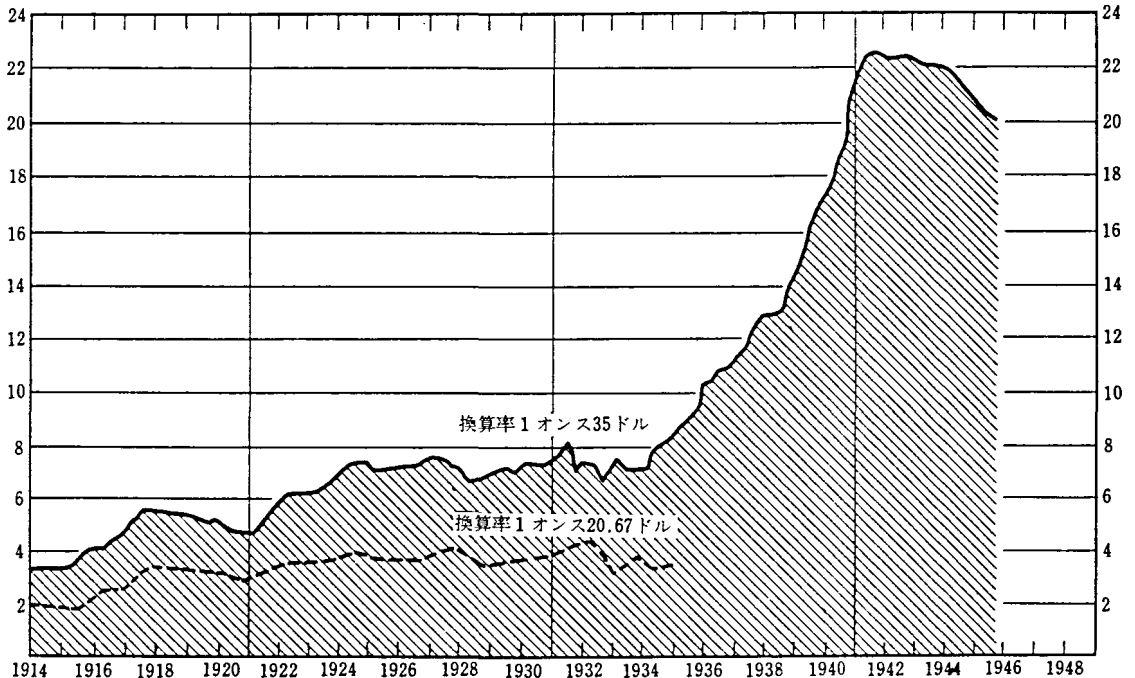
第5表 割 当 額

オーストリア	200	エルサルバドル	2.5	ニュージーランド	275
ベルギー	225	エチオピア	6	ニカラグア	2
ポリビア	10	フランス	450	ノルウェ	50
ブラジル	150	ギリシャ	40	パナマ	0.5
カナダ	300	ガテマラ	5	パラグアイ	2
チリ	50	ハイチ	5	ペル	25
中国	550	ホンジュラス	2.5	フィリッピン	15
コロンビア	50	アイスランド	1	ポーランド	125
コスタリカ	5	インド	400	南アフリカ連邦	100
キューバ	50	イラン	25	ソ連	1,200
チェコ	125	イラク	8	イギリス	1,300
デンマーク	1	リベリア	5	アメリカ	2,750
ドミニカ	5	ルクセンブルグ	10	ウルグアイ	15
エクアドル	5	メキシコ	10	ベネズエラ	15
エジプト	5	オランダ	90	ユーゴ	60
				合 計	8,800

(出所) IMF, *The international Monetary Fund 1945-1965, vol.III, p.260*

第1図 合衆国の貨幣用金保有高

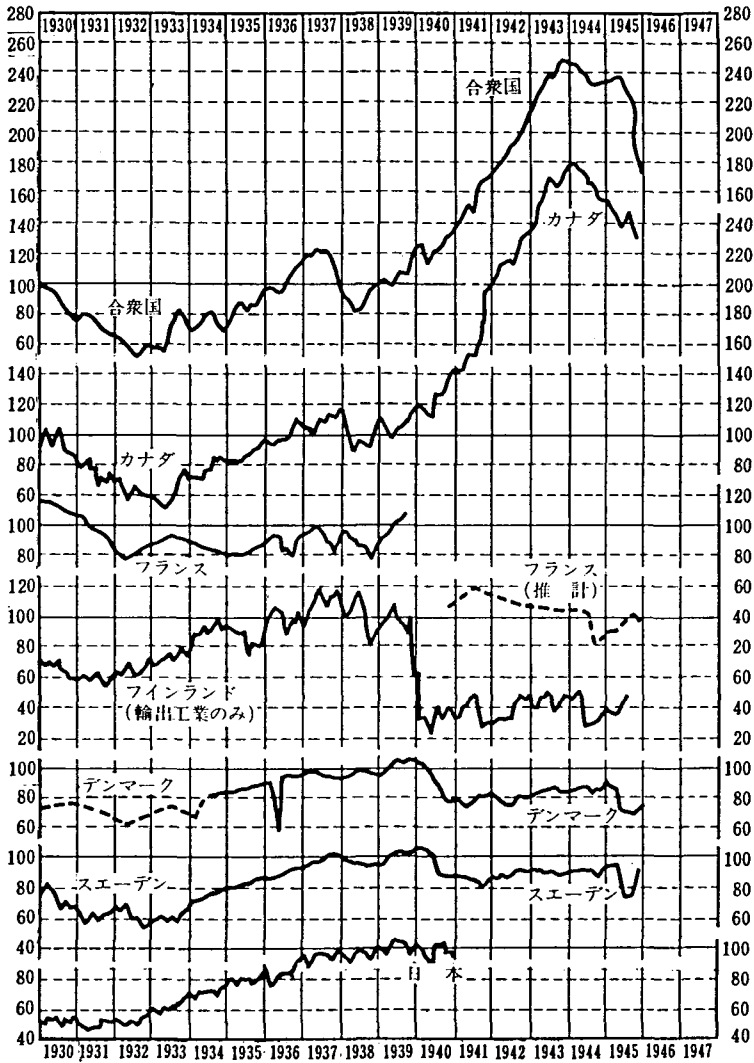
(毎月末 単位10億ドル)



(出所) 国際決済銀行年次報告書第11巻

第2図 工業生産額

1939年1月～6月を100とする毎月指数



(出所) 国際決済銀行年次報告書第11巻

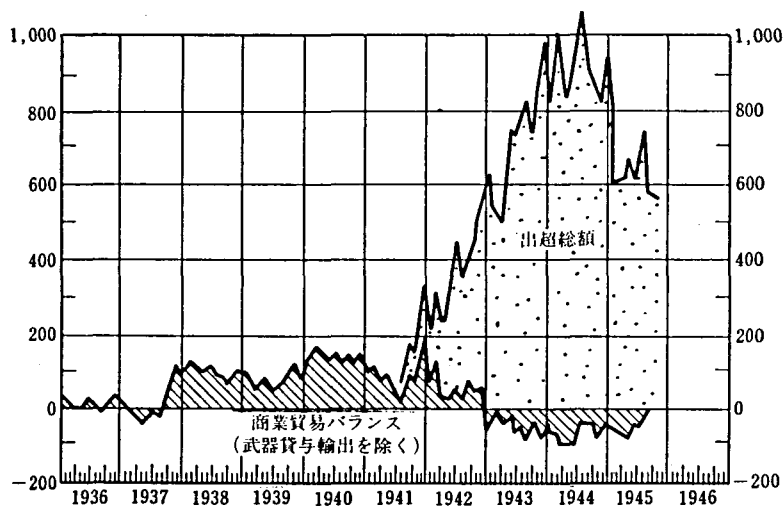
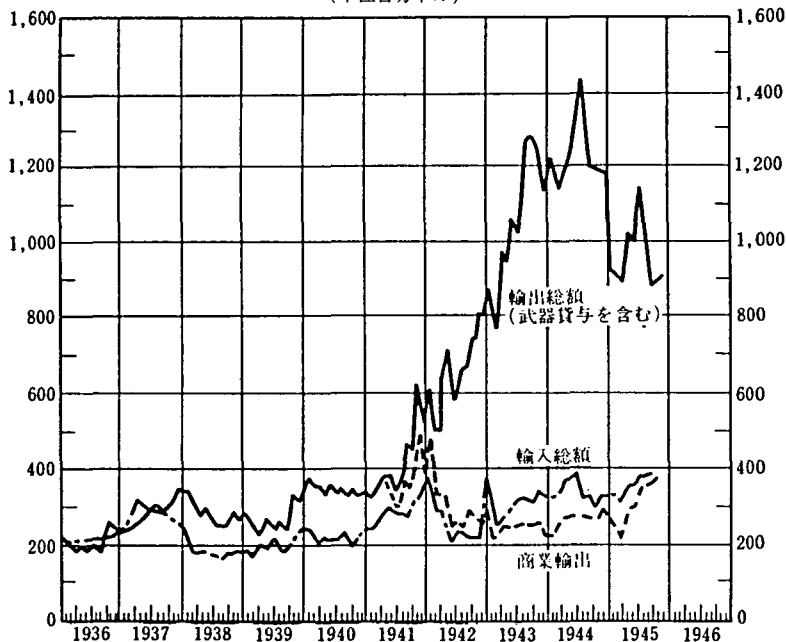
の拡大と国際収支の均衡の維持を促すことである。以上の目的のために、IBRDは資本金を100億ドルとし、各加盟国の株式応募にもとづき運営される。この銀行は開発計画と復興計画のいずれに対して公平な考慮を払って資金を貸付ける。貸付けの対象機関は、各加盟国の大蔵省、中央銀行、安定基金等の公的機関に限定されている。銀行の株主はIMFの加盟国であり、株式の割当額はおおよそIMFと同じ割合である。銀行の資本金100億ドルのうち、連合国の応募株式は91億ドル、このうちアメリカ31億7500万ドル、イギリス13億ドル、

ソ連12億ドル、これら三国で過半数の持株を制している。

両協定の内容からいって、ブレトン・ウッズ機構の性格について考察してみよう。いずれの協定もアメリカ・ドルを当機構の基軸通貨としていることである。すなわち、1944年7月1日現在の量目及び純分を有するアメリカ・ドルは1934年のアメリカの金準備法で規定した金1オンス=35ドルのドル価値を両協定の基底としていることである。IMF協定は、ドル価値の安定のためには、これ

第3図 合衆国の外国貿易

(単位百万ドル)



(出所) 国際決済銀行年次報告書第11巻

を為替相場の安定維持ということから、固定為替レート制を採用し、ドル相場を一定水準の変動幅(上、下1%)に極力おさえたのである。第2に、金価格の高騰を防止し、この面からのドル下落を事前に封殺するために金の売買取引を一定価格でくぎ付けした。

こうして、ブレトン・ウッズ機構は、戦後世界経済の長期にわたる均衡拡大を促進するため、貿易、為替の自由化、資本取引の自由化を理念とし、

以って各国の完全雇用と生活水準の上昇の達成を目指す。IMFはこれを通貨、為替面から不均衡を是正し、資本主義世界体制の安定を意図したのに対して、IBRDは、低開発地域の発展を助長するため融資、投資面からバック・アップしつつ、世界経済の安定、拡大をはかるアメリカ中心の機構であったといえる。

総じて、ブレトン・ウッズ機構の成立は、ドルが国際通貨としての地位を独占し、資本主義世界

においてポンドよりもドルの優位、ドルの征覇を成し遂げたという意味で画期をなすのである。

### まとめ

これまで武器貸与法、大西洋憲章第4条、英米相互援助協定第7条、ブレトン・ウッズ会議に至るケインズ案の敗北とホワイト案の勝利、ブレトン・ウッズでのIMF協定とIBRD協定を検討してきた。以上の歴史的経過において一貫して支配してきた論理は、アメリカの戦後の世界政策としての自由、無差別、多角主義のイギリスに対する要求、具体的には、アメリカのイギリスに対する特惠関税の廃棄、関税引下げ、差別措置の廃止であった。これらの要求を通じて、アメリカが意図したのはイギリスを中心とするポンド、スターリング・ブロックの解体であった。このような要求をアメリカが行使した背景には、第二次大戦中に多額の戦費負担にあえぐイギリスに、アメリカが武器貸与法の発動、英米相互援助協定の実施を通じて、多額な軍事援助を行なったからであり、また大戦中の衰退したイギリス資本主義に対してアメリカ資本主義が卓越した生産力を擁したからである。第二次大戦中のこのようなアメリカの通商自由の原則は、武器貸与と引換えにイギリスにみずから承認せしめるものとなったが、とりわけ、アメリカが第二次大戦中に獲得した最大の受益は、ブレトン・ウッズ機構の内容と性格に示されているように、国際通貨ドルの独占的地位である。IMF協定、IBRD協定に示されているように、アメリカはドルと金との対外交換を通じて制限された金為替本位制を実現し、アメリカ・ドルは資本主義世界に君臨する国際決済手段、準備通貨、介入通貨となったのであり、各国通貨との間にリンクする為替平価の地位を獲得したのである。こゝに於いて、アメリカは戦後資本主義世界でドルを基軸通貨として、ポンドを国際通貨から排除する転換をはかったのである。武器貸与からブレトン・ウッズに到るポンド・ブロックをめぐる英米抗争において、アメリカが実現をみたのは、ポンド・ブロックの解体ではなく、アメリカ・ドルの勝利によるドル圏の国際的拡大であった。したがって、ポンド・ブロックの解体は、ガットの成立

以降に持ち越さねばならなかった。ブレトン・ウッズ機構の成立は、通貨面でのポンド・ブロックの解体への導火線となり、事実、イギリスのポンドはその後国際通貨としての地位を漸次低め、50年代末以降は、ポンド・ブロックも瓦解の過程をたどった。この意味で、ポンド・ブロックの崩壊の契機は、ブレトン・ウッズ機構の成立によって与えられていたのである。遅かれ早かれ、ポンド・ブロックは崩壊の運命にあったといえるのである。第二次大戦中のブレトン・ウッズ機構の成立は、ドルの勝利によるパックス・アメリカナの開幕を告げるものであった。衰退しつつあるイギリス資本主義に対して卓越した生産力、金、外貨準備の集中、世界貿易に占めるアメリカ資本主義の優越的地位等が、第二次大戦中にいかに形成され、実現されたかを解析する英米戦時経済の比較のワークは次の機会にゆずりたい。

(かわい まさのぶ 教授)

(1992, 4, 20受理)

### 註

- (1) 「買入れた物資に対して現金(金)を支払うことが交戦諸国に要求された。」H. Duncan Hall, *North American Supply*, p. 48.
- (2) *New York Times*. 1941.8.15.  
8つの原則にもとづく英米共同宣言は(1)領土不拡大の原則 (2)主権の尊重 (3)政体選択の自由 (4)大小国家、戦勝国、戦敗国を問わず、通商及び原料上の平等条件 (5)一切の国のために改善された労働基準、経済的向上及び社会的安全の確保 (6)恐怖及び欠乏からの解放 (7)公海の航行自由 (8)暴力の使用放棄、武装解除、軍備負担の軽減、を唱っている。
- (3) リチャード・N. ガードナー、村野、加瀬訳『国際通貨体制成立史』上、157～158頁。
- (4) Winston S. Churchill, *The Grand Alliance* (London 1950) p. 391.
- (5) *New York Times*. 1941.8.15.
- (6) イギリス代表チャーチルは1942年1月12日のホワイトハウスのレセプションで正式に拒否した。リチャード・N. ガードナー、前掲書、182頁。
- (7) リチャード・N. ガードナー、村野、加瀬訳、

- 前掲書、176頁。
- (8) 大蔵省調査月報 第40巻 特別第3号、3頁。
- (9) リチャード、N. ガードナー、村野、加瀬訳、前掲書、173頁。
- (10) J.M.Keynes, *Treatise on Money*, Vol II. p.399~402.
- (11) J.K.Horsefield, *The International Monetary Fund 1945-65*, Vol. I p.6. IMF.
- (12) ケインズ案の詳細についてはJ.K.Horsefield, *The International Monetary Fund 1945-65*, Vol. III p.3~36 *The Collecting Writings of John Maynard Keynes*, Vol X X. clearing Union を参照。
- (13) 戦後計画の立案は国務省内のコーデル・ハルとウェルス財務省内のヘンリー・モーゲンソーとホワイト、経済防衛局のヘンリー・ウォルズが指導していた三つのグループに分かれる。リチャード、N. ガードナー、村野、加瀬訳、前掲書、105頁。
- (14) リチャード、N. ガードナー、前掲書、200頁。
- (15) リチャード、N. ガードナー、前掲書、201~202頁。
- (16) ホワイト案の詳細についてはJ.K. Horsefield, *The International Monetary Fund 1945-65*, Vol. III p.3~36参照。
- (17) J.K. Horsefield, *Ibid*, p.57.
- (18) J.K. Horsefield, *Ibid*, p.58.
- (19) J.K. Horsefield, *Ibid*, p.58~77.
- (20) R. F. ハロッド、塩野谷九十九訳【ケインズ伝】624頁。
- (21) リチャード、N. ガードナー、前掲書、255頁。
- (22) J.K. Horsefield, *Ibid*, Vol. I .p.93.
- (23) Mason Asher, *The World Bank Since Bretton Woods*, p.21~23